（国土交通省港湾局付）国土交通技官　川上　泰司
復職事務官（統括官付参事官）に転任させる
統括官付参事官の併任を解除する
（統括官付参事官）復職事務官　寺門　成真
文部科学省に出向させる
（同）同　水谷　誠
国土交通省に出向させる（以上八月一日）

財　務　省

家村　芳次
独立行政法人酒類総合研究所理事長に任命する
木崎　康造
願に依り独立行政法人酒類総合研究所理事長を免ずる（以上八月一日）

官庁報告

官庁事項

都市再生基本方針の一部変更について

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第14条第６項において準用する同条第１項の規定に基づき、都市再生基本方針（平成14年７月19日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第一の１（都市再生の意義）中「東南海・南海」を「南海トラフ」に改め、「平成23年３月に発生し、未曽有の被害をもたらした」を削り、「教訓をいかし」の次に「た国土強靱化の推進が求められており」を加える。

第一の１（都市の基本的構造の在り方）を次のように改める。

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、災害から人命を守ること等を推進していくため、都市の基本的構造の在り方について見直しを行い、コンパクトな都市構造へと転換していくことが重要である。

具体的には、一定区域内の人口密度を維持するとともに、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まい等の身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すことが重要である。

その際、都市の外延化を規制的な手法により抑制するだけでなく、誘導的な手法により積極的にコンパクトな都市構造へ転換していくという考え方に基づいて、都市機能を集約するとともに、必要に応じ、都市外延部の自然再生等を進めていく。また、需給バランスに配慮し、中心市街地など都市の中心部や駅周辺等において都市機能の回復を戦略的に進める。

第一の１（安心して快適に生活できる都市）を次のように改める。

住まい、職場、医療・福祉施設、子育て施設、教育・文化施設、商業施設等を近接して立地させることで、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、高齢者が暮らしやすい環境を形成する。さらには、今後人口の増加する高齢者が自然と外出してまちを歩き、健康な生活を送り社会的にも隔離されない環境を形成する、いわゆる「スマートウェルネス住宅・シティ」の考え方に立って、女性や高齢者の社会参画を容易にすることが必要である。

人々がまとまって住まうことにより、近隣住民のきずなを深め、コミュニティの力が維持・向上するとともに、商業施設や住宅等の資産価値が維持されやすいまちとなることが見込まれる。

また、犯罪、交通事故など都市生活におけるリスクをできる限り抑制することが重要である。

第一の１（安心して快適に生活できる都市）の次に次のように加える。

（持続可能な経営ができる都市）

コンパクトな都市構造を実現することで、経済的には、居住者やビジネスパーソン同士のコンタクトを容易にし、経済活動の効率性を高めることが期待される。また、人口の集積を背景にして、商業、医療・福祉、公共交通等に関するビジネスの事業環境が整うことにもなる。このように地域においてビジネス環境が整うことは、地域外から流入した民間資金が地域外に流出せず地域内で循環することにもつながり、地域の活性化に資するものである。

財政的には、適切なサービス水準を維持しながら、公共施設等の維持管理・更新費を縮減することや、既存の都市施設・公的不動産や既存宅地などの都市インフラ等を活用することにより都市経営コストを縮減することが重要である。また、住民が健康な生活を少しでも長く楽しめるようにまちづくりに取り組むことにより、健康増進が図られるものである。

第一の１（魅力ある美しい都市）中「重要である。」の次に「また、コンパクトな都市構造と併せて郊外部における緑地や農地を活用するなど「都市と緑・農の共生」を目指すことが重要である。」を加える。

第一の１（災害に強い都市）中「重要である。」の次に「また、地域の災害の経験と発生のリスクを踏まえて、災害に強いコンパクトな都市構造を具体化していくことが重要である。」を加える。

第一の１（環境負荷の小さい自然と共生した都市）中「環境負荷の小さい」を「都市のコンパクト化とエネルギーの効率的な利用を通じて、環境負荷が小さく、エネルギー利用が合理的な」に改める。

第一の２（質の高い生活のできる大都市）中「暮らせるよう」の次に「、医療や福祉等の生活サービス機能を、高齢者がアクセスしやすいエリアで強化するなど」を加える。

第二の１中「総合的に支援する。」の次に「特にコンパクトな都市構造への転換を図る場合においては、公共交通関連施策や中心市街地活性化施策などの施策との連携が重要である。」を加える。

第二の２（関係者との連携）中「「新しい公共」の考え方を踏まえ、地域において様々な分野で活動するＮＰＯ等とも積極的に連携し、きめ細かな施策の展開を図ることが重要である。」を「地域において様々な分野で活動するＮＰＯ等とも積極的に連携するなどのきめ細かな施策の展開を図るものとする。」に改め、「図るものとする。」の次に次のように加える。

このため、多様な関係者の合意形成を図る観点から、都市再生を推進する都市再生緊急整備協議会や市町村都市再生協議会等を活用することや、都市再生推進法人を活用してエリアマネジメントに取り組むことなどが重要である。

第二の２（関係者との連携）中「また、地域からの」を「さらに、地域からの」に改める。

第二の２（都市のコンパクト化の推進等）を次のように改める。

第一に、住まい、医療・福祉施設、子育て施設、教育・文化施設、商業施設、駐車場等の立地や公共交通ネットワークの形成を含め、都市全体の観点から都市のコンパクト化を推進していくことが重要である。これによって、地域産業の成長・雇用の維持創出のための投資等の土俵がつくられることとなる。

第二に、既存の施設やインフラを活用することを重視しながら、民間の施設や住宅等の再配置を進めることが重要である。

第三に、民間を主たる対象にして立地再編を進めていく以上、また、従来の都市計画による規制的な手法をより実効的に使っていくためにも、誘導的な手法を活用することが重要である。その際、民間の事業者や住民が、目指しているまちの姿に向けて自然と投資をしていくような誘導策をとることが重要である。具体的には、事前明示性のある誘導策に沿って、民間の事業者や住民が投資等を行っていくと中期的に目指しているまちの姿に徐々に近づいていくというプログラム的手法を推進していく。

第四に、都市のコンパクト化は、市町村が地域の実情に合わせて、自ら主体的に考え、創意工夫をし、住民が事業者等と議論を重ねて取り組んでいくことが重要である。一方で、隣接市町村等の影響を受けることもあることから、都道府県は、コンパクト化に取り組む市町村がその目的を達成できるよう、広域的な観点から調整を図ることが重要である。

第五に、都市のコンパクト化の取組は決して容易なものではないことから、モデルとなる事例を築き、それを波及させていくことが求められる。モデルとなる事例の育成とともに、その調査、分析、普及に取り組むとともに、コンパクト化の評価方法の改善に努める。

このような方針の下、具体的には、各地域の人口動態等の見込みを踏まえつつ、公共公益施設、医療・福祉施設、教育・文化施設、商業施設、駐車場等の適正な立地の促進、一定のエリアへの居住の誘導、歩きやすい空間の整備、十分なサービス水準を持つ公共交通のネットワークの形成、生活支援サービス等と一体となった高齢者向け住宅の供給、既存住宅の流通、リ